

観光宿泊施設緊急対策事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策等整備事業）公募要領

宿泊施設における新型コロナウイルス感染症対策やワーケーションの推進を図るため、県内の宿泊事業者が感染症対策やワーケーションの受入環境を整備する事業を行う場合に要する経費に対し、岩手県補助金交付規則（昭和32年11月5日規則第71号。以下「規則」といいます。）及び観光宿泊施設緊急対策事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策等整備事業）交付要綱（令和2年6月19日。以下「要綱」といいます。）により、予算の範囲内で補助金を交付するものである観光宿泊施設緊急対策事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策等整備事業）（以下「当該補助金」といいます。）について次のとおり公募により、当該補助金の交付を行います。

1 補助対象事業者等

補助対象事業者等については、次のとおり要綱で定めています。

項目	内 容
補助対象事業者	補助金の交付の対象は、感染症対策又はワーケーションの受入環境を整備する宿泊事業者 ※ 宿泊事業者⇒旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、この者が営業する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に供する施設は除く。
補助金の交付対象となる事業	1 感染症対策整備 (1) 衛生設備整備 (2) 飛沫感染を防ぐための備品購入 (3) その他感染症対策のための整備 2 ワーケーション受入環境整備 (1) Wi-Fi等の無料公衆無線LANの整備 (2) スペースの改装に係る設備整備 (3) スペースの改装に係る備品購入 (4) その他ワーケーションの受入環境の整備 (注) 申請は、1又は2のいずれか1つに限る。
補助金の交付の対象となる経費	補助事業の実施に要する次に掲げる経費 1 感染症対策整備又はワーケーションの受入環境整備に要する経費（機器購入費、設置工事費、設備購入費、備品購入費、撤去費等をいい、整備した環境の維持に係る保守管理等の経費を除く。） 2 その他知事が必要と認めるもの
補助金の額	補助対象経費の合計額の3分の2以内の額とし、補助事業1項目当たりの上限額を200万円とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 提出期日（募集期間）等

当該補助金の交付申請、決定の期日等については次のとおりとします。

項目	内 容
要綱第 14 の規定に基づき別に定める交付申請書の提出期日（受付期間）	<ol style="list-style-type: none"> 1 期間 募集期間 令和 2 年 7 月 7 日（火）～令和 2 年 9 月 30 日（水）午後 5 時※必着 ※受付期間中でも、交付決定額が予算額に達した場合は受付終了とします。 2 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで ※正午～午後 1 時を除く。 ※土曜、日曜及び祝日の閉庁日を除く。 3 受付場所 岩手県庁 2 階商工労働観光部観光・プロモーション室 4 申請書の提出方法 持参又は郵送 【持参の場合】 ※書類や記載内容に不備がないか等の形式審査の後、書類を受付します。形式審査には多少時間がかかりますことをご了承ください。 ※形式審査において、記載内容や書類に不備があった場合は受付しないことがあります。 【郵送の場合】 ※形式審査において、記載内容や書類に不備があった場合は、受付せずに申請書をお返しすることがあります。 ※受付期間前等、期間外に申請書を提出された場合は、受付せずに申請書をお返しします。
交付決定等	<p>申請書受付順に審査を行い、適当と認められたものから順に交付決定を行います。（申請の内容が適当であると認められるときに、予算の範囲内で補助金の交付決定を行うものです。）</p> <p>※申請書受付順番が後順位申請については、申請内容が適当であっても、予算の都合上補助金不交付となる場合があります。</p> <p>※既に事業着手済みの整備につきましても、補助の対象となります。ただし、遡及しての補助対象期間は、令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 7 月 6 日までに着手した事業となります。これ以降に実施する整備につきましても、遡及は認められませんので、ご了承ください。</p>
要綱第 12 及び第 13 の規定に基づく提出書類等（手続き書類）	<p>【補助金交付申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 観光宿泊施設緊急対策事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策等整備事業）申請書（様式第 1 号） <input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第 2 号） <input type="checkbox"/> 収支予算書（様式第 3 号） <input type="checkbox"/> 整備に要する工事内容（工事等期間）や費用が確認できる書類の写し ※複数の事業者の見積書、または、工事委託契約書等を添付すること。 ※既に整備済みのものについては、請求書等を添付すること。 <input type="checkbox"/> 旅館業営業許可書の写し

	<input type="checkbox"/> 直近の決算書写し（申請者が個人事業者の場合を除く。） <input type="checkbox"/> 振込口座の銀行名、支店名、普通当座の別、口座番号、名義人（フリガナ） 分かる部分の通帳の写し <input type="checkbox"/> その他知事が必要と認める書類 【補助金変更申請】 <input type="checkbox"/> 観光宿泊施設緊急対策事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策等整備事業）変更承認申請書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 収支予算書（様式第3号） 【補助金請求】 <input type="checkbox"/> 観光宿泊施設緊急対策事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策等整備事業）請求書（様式第6号） <input type="checkbox"/> 観光宿泊施設緊急対策事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策等整備事業）実績報告書（様式第7号） <input type="checkbox"/> 事業実績書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 収支決算書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 支払いを証する書面（請求書、口座振替依頼書の写し、領収書） <input type="checkbox"/> 完成写真等 ※事業実施前と実施後の様子が分かるような写真とすること。 <input type="checkbox"/> その他知事が必要と認める書類
提出先	住 所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 あて先：岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室

3 その他（規則第19条、要綱第7関係）

補助事業により取得・整備した財産を処分（譲渡、交換、貸付、債務の担保に供すること等）しようとするときは、文書で事前に承認を得ることが必要となります。

（問い合わせ）

【受付時間】

9時から午後5時まで

※ 正午から午後1時までを除く

※ 土曜、日曜及び祝日の閉庁日を除く

【問合わせ先】

岩手県 商工労働観光部 観光・プロモーション（岩手県庁2階）

電話：019-629-5574

FAX：019-623-2001

e-mail:AE0006@pref.iwate.jp